

改 正 後	改 正 前
の割増償却に関する明細書 この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第12条の3に規定する特定医療用建物の割増償却等、措法第13条に規定する障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等、措法第13条の2に規定する経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却、措法第13条の3に規定する農業経営改善計画を実施する個人の機械等の割増償却、措法第14条の2に規定する特定再開発建築物等の割増償却又は措法第15条に規定する倉庫用建物等の割増償却の適用を受けるときに使用します。 なお、この明細書は、これらの割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。 1 記載要領 (1) 標題「 の割増償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける割増償却が租税特別措置法に規定する上記のいずれの割増償却であるかを、例えば、措法第13条《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》の適用を受けるときは「障害者を雇用する場合の機械等」などのように記載します。 (2) 「⑤」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。 (3) 「⑫」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。 なお、定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年からの割増償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。 (4) 「⑭」欄には、「⑬」欄の金額に予定の割増償却率を乗じて計算した金額を記載します。 なお、（ %）内には、その割増償却率を記載します。 (5) 「⑱」欄には、「⑭」欄の割増償却可能額の全額をその年分の必要経費に算入しなかったため、翌年に繰り越す割増償却可能額がある場合に、その繰り越した金額を記載します。 （注） 「⑮」欄の金額は、更に翌年に繰り越すことはできません。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 措法第12条の3、第13条、第13条の2、第13条の3、第14条の2、第15条、平成18年改正前の措法第13条の4、平成18年改正措法附則第83条	の割増償却に関する明細書 この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第12条の3に規定する特定医療用建物の割増償却、措法第13条に規定する障害者を雇用する場合の機械等の割増償却、措法第13条の2に規定する経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却、措法第13条の3に規定する農業経営改善計画等を実施する個人の機械等の割増償却、措法第13条の4に規定する漁業経営改善計画を実施する個人の漁船の割増償却、措法第14条の2に規定する特定再開発建築物等の割増償却又は措法第15条に規定する倉庫用建物等の割増償却の適用を受けるときに使用します。 なお、この明細書は、これらの割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。 1 記載要領 (1) 標題「 の割増償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける割増償却が租税特別措置法に規定する上記のいずれの割増償却であるかを、例えば、措法第13条《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却》の適用を受けるときは「障害者を雇用する場合の機械等」などのように記載します。 (2) 「⑤」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。 (3) 「⑫」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。 なお、定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年からの割増償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。 (4) 「⑭」欄には、「⑬」欄の金額に予定の割増償却率を乗じて計算した金額を記載します。 なお、（ %）内には、その割増償却率を記載します。 (5) 「⑱」欄には、「⑭」欄の割増償却可能額の全額をその年分の必要経費に算入しなかったため、翌年に繰り越す割増償却可能額がある場合に、その繰り越した金額を記載します。 （注） 「⑮」欄の金額は、更に翌年に繰り越すことはできません。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 措法第12条の3、第13条、第13条の2、第13条の3、第13条の4、第14条の2、第15条